○糸魚川市ふるさと活動支援交付金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ふるさと糸魚川応援寄附金（以下「寄附金」という。）を活用し、公益目的活動又は地域活性化に資する活動（以下「ふるさと活動」）を行う団体に対し、予算の範囲内において、ふるさと活動支援交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　公益目的活動　文化、芸術、福祉、教育、スポーツその他の公益に関する活動であって、市民を含む不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

(2)　地域活性化に資する活動　特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する特定非営利活動又は公益目的活動であって、市の地域活性化につながる活動をいう。

（交付対象団体）

第３条　交付金の交付を受けることができる団体（以下「支援団体」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

(1)　ふるさと活動を行う法第２条第２項に規定する特定非営利法人又はふるさと活動を本市と協働して行う団体であること。

(2)　第５条第２項の規定により支援団体として市長が登録した団体であること。

(3)　寄附者から寄附金の使途先である旨の申出を得ていること。

（登録の要件）

第４条　市長が支援団体として登録することができる団体は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす団体とする。

(1)　市内に主たる事務所を有し、市内で活動していること。

(2)　会計処理が適切に行われていること。

(3)　宗教活動又は政治活動が行われていないこと。

(4)　糸魚川市暴力団排除条例（平成24年糸魚川市条例第57号）第２条第１号の暴力

団又は同条第２号の暴力団員である者が、団体の活動に関与していないこと。

(5)　市税その他市の債権に係る徴収金を滞納していないこと。

（登録の手続）

第５条　支援団体としての登録を受けようとする団体（以下「登録申請団体」という。）は、ふるさと活動支援団体登録申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　定款、規約その他これらに相当する書類

(2)　役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(3)　事業収支予算書

(4)　事業計画書

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による申請に対し、登録の可否を決定し、その結果をふるさと活動支援団体登録決定（却下）通知書（様式第２号）により登録申請団体に通知するものとする。

３　支援団体として登録を受けた団体は、当該年度の次年度も引き続き支援団体としての登録を希望する場合にあっては、市長が別に指定する期日までに次年度の事業収支予算書及び事業計画書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に提出の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

（登録の変更）

第６条　支援団体は、前条第１項又は第３項本文の規定により提出した書類の内容に変更があったときは、速やかにふるさと活動支援団体登録変更届出書（様式第３号）を市長に届け出なければならない。

（登録の辞退）

第７条　支援団体は、支援団体としての登録を辞退しようとするときは、ふるさと活動支援団体登録辞退申出書（様式第４号）を市長に提出するものとする。

（登録の取消し）

第８条　市長は、支援団体が次の各号のいずれかに該当するときは、支援団体としての登録を取り消すものとする。

(1)　支援団体から前条の規定による登録辞退の申出があったとき。

(2)　第４条各号に規定する要件を満たさなくなったと市長が認めるとき。

(3)　偽りその他不正の手段により支援団体として登録の申請をしたことが判明したとき。

(4)　支援団体が行う活動が、ふるさと活動に該当しなくなったと認められるとき。

（交付基準）

第９条　市長は、寄附金の寄附者が特定の支援団体に対する支援の意向を示した寄附金の額ごとに、当該寄附金の収受に要する経費として、寄附金の額に100分の５を乗じて得た額を差し引いた額を、当該支援団体に対して交付金を交付するものとする。ただし、寄附金の額に100分の５を乗じて得た額を差し引いた額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（寄附金額の通知）

第10条　市長は、支援団体に対し、市長が別に定める期間ごとに支援団体に対する寄附金の額をふるさと活動支援団体寄附金額通知書（様式第５号）により通知するものとする。

２　前項の規定により通知する場合であって、寄附金の寄附者が次に掲げる事項を当該支援団体に通知することへの同意があるときは、前項に規定する通知に併せて次に掲げる事項を通知するものとする。

(1)　寄附者の氏名

(2)　寄附者の住所地の市町村名

(3)　寄附金額

（交付申請）

第11条　前条第１項の規定による通知を受けた支援団体で、交付金の交付を受けようとするものはふるさと活動支援交付金交付申請書（様式第６号）により市長に申請するものとする。

（交付決定）

第12条　市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定するものとする。

２　前項の交付決定に当たっては、特別の利益が寄附金の寄附者に及ばないことを条

件とする。

３　市長は、第１項の決定をしたときは、ふるさと活動支援交付金交付（不交付）決定通知書（様式第７号）により当該支援団体に通知するものとする。

（交付金の交付）

第13条　市長は、前条第１項の規定による交付の決定後、支援団体から提出されるふるさと活動支援交付金請求書（様式第８号）により交付金を交付するものとする。

（実績報告）

第14条　交付金の交付を受けた支援団体は、事業完了の日から起算して30日を経過する日までに、ふるさと活動支援交付金実績報告書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条　市長は、交付決定を行った支援団体について、次の各号に掲げる事実が判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　交付決定を行った時点において、第３条各号に規定する要件を満たしていなかったとき。

(2)　偽りその他不正の手段により支援団体として登録し、又は交付金の交付を受けたとき。

(3)　第12条第２項の条件に違反したとき。

(4)　交付決定を行った時点において、支援団体が行う活動が、ふるさと活動に該当していなかったと認められるとき。

２　市長は、前項の規定により交付金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨をふるさと活動支援交付金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該支援団体に通知するものとする。

（交付金の返還）

第16条　市長は、前条の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に交付金が交付されているときは、期限を定めてふるさと活動支援交付金返還命令書（様式第11号）によりその返還を命じるものとする。

２　市長は、支援団体に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額

を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第17条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成31年４月１日から施行する。

前　文（令和２年２月３日告示第14号）抄

令和２年４月１日から施行す